

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高松市

### 2 構造改革特別区域の名称

高松市小中一貫教育特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

高松市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

高松市は、香川県のほぼ中央に位置し、恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきた県庁所在都市である。

平成 11 年 4 月に、中核市に移行。さらに、平成 17 年 9 月に塩江町と、また、平成 18 年 1 月には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣 5 町と合併し、人口約 42 万人を擁する新しい高松市が誕生した。

教育行政においては、高松市の教育基本方針に、以下の 4 点を努力目標として示し、学校教育、社会教育を通じて生涯学習を推進するとともに、文化の振興に努めている。

- 1 生涯にわたって学ぶ意欲と豊かな創造力を育成すること
- 2 たくましい精神と強健な身体を育成すること
- 3 誠実で豊かな人間性を育成すること
- 4 社会連帯の精神と国際性を育成すること

学校教育においては、少人数指導の導入によるきめ細かな指導の推進、英語教育の充実とともに国際理解教育の推進を図る英語指導助手派遣事業、地域の教育力の活用や体験活動の充実を図る総合的な学習の時間活性化推進事業等により、確かな学力の育成に努めている。

また、環境教育推進事業、学校図書館活性化推進事業、小児生活習慣病予防検診等により豊かな心と健やかな身体を育んでいるところである。

さらに、ゆとりの中で特色ある教育課程を編成、実施できるように平成 16 年 4 月から 2 学期制を導入した。

このような折、本市は少子化に伴う児童生徒数の著しい減少や学校施設の老朽化の問題を踏まえ、中心部地域の小・中学校の適正配置等について検討を行った。その結果、新しい教育推進の基盤・環境づくりを目指して学校統合を図る中で小中一貫教育の実施校の設置を決めた。

統合予定の 3 小学校（高松市立松島小学校、築地小学校、新塩屋町小学校）、2 中学校（高松市立光洋中学校、城内中学校）は、現在、それぞれ特色ある学校づくりが展開されている。

る。例えば、松島小学校と光洋中学校における小中連携、築地小学校の英語タイム、新塩屋町小学校、城内中学校における地域人材の活用や豊かな体験活動などによる総合的な学習の時間の充実、改善等である。

学校統合は、このような各校の特色、文化、伝統を融合し、発展させるものである。そのため、現在、学校施設の建設や新しいカリキュラムづくり等の必要な準備を地域住民と共に進めているところである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、義務教育の一つの新しいあり方を示すものであり、自立した地方分権時代における県下の教育施策の先導的役割を担うものであると自覚している。その計画の意義について、具体的に以下に述べる。

### (1) 生涯学習社会を生きる多様な人材の育成

本市に導入する小中一貫教育は、本市が推進する生涯学習の視点から、小・中学校間の接続のあり方を改善するものである。

現在、経済社会における就職難とも相まって、職種に応じた技術・技能の習得や就職活動にも関心を示さない若者が増えているとのデータが示されている。いわゆる日本型ニートといわれる人口（15歳～34歳）は64万人（2004年、総務省）に達している。このような無業者の増加傾向は、地域経済にも長期的に重大な影響を与えることが懸念される。また、急激な少子高齢化の進む中で、将来の社会不安の要因にも挙げられている。

このような状況の改善において、学校教育が果たす役割は大きく、学校教育と職業生活、社会生活との接続に配慮した生涯学習の視点に立った教育改革が必要である。義務教育においても、小学校と中学校を区別し、部分的に見直すのではなく、生涯学習の視点から、連続性、継続・発展性に留意した新しいあり方を創造することが重要である。

そこで、本市の小中一貫教育では、生涯学習の視点に立ち、将来において、社会を構成し運営する自覚を持ち、自立した一人の人間として力強く生きていく人材の育成を目指す。そして、義務教育の9年間を通して、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体をはぐくみ、将来の就労や文化的な生活の基盤づくりを行う。とりわけ、自分の夢を描き、夢に向かってたくましく挑戦する意欲を持った人づくりを小中一貫教育の目指す姿に掲げ、生涯学習社会を力強く生きる人材の育成に努めることとする。

そのためには、自然体験、職場体験、奉仕体験など校内・校外における実践・実地的な教育を地域の人材支援を受けて計画的・体系的に推進させたい。さらには、年齢や学年、学校種を超えて交流・学習する機会を有効に設けることも、少子化の中で兄弟姉妹の少なくなっている子どもたちにとって大切なことである。

このように、本市が導入する小中一貫教育は、まさに生涯学習社会の進展に寄与するものであり、地域経済に貢献するとともに、少子高齢化の進行県としても意義ある先駆的取組みと考えている。

## (2) 時代を拓く新しい義務教育の創造

本計画の第2の意義は、時代を拓く新しい義務教育の創造である。先ほども述べたように、生涯学習の視点から、連続性、継続・発展性に留意した新しい義務教育のあり方を創造する必要性が高まっている。

現行の義務教育制度は長年にわたって、小学校、中学校独自の学校教育文化を確立してきた。一方で、ややもすれば各学校段階で規準化された学習指導目標・内容で自己完結しているとの指摘もある。そのため、小学校と中学校の学習指導上の円滑な接続に支障が出ていることが、児童生徒の実情調査を通じても明らかになっている。

その理由として、学校間の教育接続に小・中学校の教員の関心が希薄であったこと、授業観、指導方法(教科書の書式を含む。)等に差異があることなどが、挙げられている。そのことが同時に夢や未来への志を継続して育て、支援する教育機能を弱めているのではないかという指摘もなされている。

そのため、本市においては、9年制の義務教育学校設置を視野に入れ、以下の4点を骨子とした小中一貫のカリキュラム研究を実施しているところである。

- ① 小・中学校の教育接続・段差を円滑にすること
- ② 子どもの心身の発達の早期化、個人差等への配慮
- ③ 9年間で一貫した教育目標を設定し、その評価を点検し公開すること
- ④ 教育課程(カリキュラム)を3区分(Ⅰ期(4年)、Ⅱ期(3年)、Ⅲ期(2年))し、各区分の教育課題を明示し、特色化と構造化を図る。

## (3) 校地を共有し、発達支援の施設・設備の工夫による小中一貫教育実施校モデル

小中一貫教育を導入する新設統合校として、施設整備方針を次の視点でまとめている。

- ① 子どもたちの主体的な活動を支援する施設整備(多様な学習内容、学習形態を考慮)
- ② 安全でゆとりと潤いのある施設整備
- ③ 地域と連携した施設整備(地域の生涯学習・スポーツやコミュニティ活動等を支援する場としての施設・機能を確保)

これらを踏まえ、建設基本設計の業務委託についても、新しいプロポーザル方式による業者選定を行っている。既に地域住民とも協議を重ねつつ「開かれた学校」にふさわしい、地域環境にも融け合う学校建設(平成21年開校)に向けてハード面(建築物)の作業も進んでいる。

しかし、子どもたちの育成に施設・設備の果たす役割の大きさにも留意すると、ハード面とソフト面(教育計画)の作業を別々に進めるのは好ましくなく、ハードとソフトの両面の調整を図る必要がある。子どもの発達を支援するため、相互に連携して効果的、機能的な「小中一貫教育実施校モデル」実現を目指している。

以上、21世紀に活躍する人材育成を基調にしつつ、幼児期から成人期までを視野に入れた生涯学習社会の実現に向け、42万の人口を擁する県都新高松市にふさわしい先導的

教育施策を展開していく。この小中一貫教育を骨子とした統合校の設置もその一環であり、その行方に県・市民の関心と期待が高まってきている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市の小中一貫教育は、生涯学習の視点に立ち、子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、健やかな体をはぐくむとともに、一人ひとりの才能や創造性を伸ばすことで、自分の夢を描き、夢に向かってたくましく挑戦する意欲を持った人づくりを目指している。

その実現に向けたカリキュラム開発において最も大切なことは、学習者である子どもの発達段階に即した適切な指導・支援が行われるようにすることである。

身体的な面では、親の世代より成長の時期が早まり、小学校の高学年の時期に、著しい発達が見られることが、学校保健統計調査（平成17年度文部科学省）等から明らかになっている。

また、学習や人間関係等に対する意識もこの時期に変化が見られることが、様々な調査から指摘されており、統合予定校の小学校6年生と中学校1年生を対象にした調査においても、「学習が難しくなった」、「友達との関係がうまくいかないと感じた」学年として、小学校5年生以降と回答した子どもが多く見られた。

このような小学校5年生からの変化の実態に即し、小学校と中学校の円滑な教育接続を図るために、9年間を4・3・2年のまとまりとしてとらえ、カリキュラムを開発することにした。

以下、義務教育9年間を見通した指導内容の開発と指導システムの開発について述べる。

### (1) 指導内容の開発

#### ① 小学校からの英語教育の導入

現在、グローバル化の進展により、国際的な理解と協調が、個人の様々な営みにも波及しており、外国の人に接する態度や実践的なコミュニケーション能力の育成等が課題となっている。

小学校においても、英語活動を実施する学校が年々増加し、平成17年度には、市内の9割を超える小学校が実施するようになった。このようなニーズに応えるため、本市では、英語指導助手派遣事業や小学校英語活動研修会を行い、小学校英語活動や国際理解教育の充実に努めているところである。

一方で、小学校の英語活動から中学校の英語教育への円滑な接続をどう図るかという課題をもたらしており、小学校単独の英語活動から小・中学校の9年間を見据えた英語教育のあり方を構想していくことが求められている。

そのため、小学校学習指導要領に総合的な学習の時間の配慮事項として示されている「国際理解に関する教育の一環としての英語教育」に縛られず、第1学年から英語科を導入する。そして、英語に慣れ親しむことから、中学校英語教育へ円滑に接続できるよう指導内容、指導方法、教材配列等の工夫をする。

また、小学校からの英語科の導入とあわせ、中学校の英語の授業時数を増やすことで、挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて英語でコミュニケーションができる能力の一層の向上を目指す。

## ② 環境教育とキャリア教育を二本柱とした新設教科の設定

本計画で目指す「夢に向かってたくましく挑戦する意欲を持った人づくり」は、子どもの社会的自立を促すものである。

そのためには、実社会や実生活とのつながりを視野に入れた学習指導の展開が大切であり、各教科等における指導の工夫・改善が求められているところである。とりわけ、体験活動を通して社会的自立を促すことは重要であり、総合的な学習の時間が果たす役割は大きく、一層の改善が必要である。

総合的な学習の時間が創設され、積極的に体験活動が学校に取り入れられるようになった。新設統合第一小・中学校の統合予定校においても、各校が創意工夫し、実生活や実社会とのつながりに配慮した体験活動を効果的に取り入れた学習が展開され、総合的な学習の時間のねらいに迫るとともに、社会的自立を促している。

しかし、総合的な学習の時間の特質である各校の独自性は、小学校と中学校の総合的な学習の時間の接続を困難にし、小・中学校間で目標や内容についての検討が十分になされないまま実施されている。

今後、学校統合と小中一貫教育の導入を進める中で、各校独自の総合的な学習の時間のプランを整理、再構成するとともに、小学校と中学校の連続性、発展性に留意し、発達段階に応じた目標、内容を定め、社会的自立を一層支援する小中一貫教育の新しい総合的な学習の時間のプランを構想することが必要である。

本計画では、このプランに基づき実践する新しい総合的な学習の時間を新設教科(名称については今後決定)と位置付ける。

ところで、各校が実施している総合的な学習の時間のプランを見ると、環境、福祉、人権等の横断的・総合的な課題を扱ったものがある。とりわけ、環境を扱った学習はすべての統合予定小・中学校が取り上げている。このような課題を扱った学習により、社会の一員として生きる資質、能力等の育成が期待される。

また、子どもの興味・関心などに基づき、地域の人材支援を受けながら、職場体験や地域の様々な達人に学ぶ学習等が実践されている。特に、統合予定校の校区は江戸時代につくられた職人の町があることから、多くの伝統工芸士の技や生き方に触れる学習が展開されている。

このようなこれまでの取組みを継続・発展させるという観点から、環境教育、キャリア教育を2本柱とし、小中一貫教育の下、子どもが将来において市民としての役割や責任を果たし、自分らしく生活するための必要な資質、能力の基礎を養うことを目標とする新設教科を設定する。

環境教育では、自然や人間に対する豊かな感受性・行動力等を、キャリア教育では、

勤労観・職業観を身につけ、社会人・職業人として自立していくための能力の基礎を養うこととし、今後、発達段階に応じた目標や内容を設定していく。

また、指導方法の工夫も重要であり、これまで各統合予定校が大切にしてきた体験を通して地域から学ぶ姿勢を発展させ、家庭や地域の人材支援を受け、地域とともに、地域のために学ぶ視点を加味したい。さらには、年齢や学年、学校種をこえて交流・学習する機会を有効に設け、共生、共学の態度を培いたい。

この他にも、子どもの興味・関心等により、学習課題や学習内容、学習方法が選択できるように工夫することも、個性や能力の伸長を図る上で重要である。

今後、家庭や地域との連携協力、異学年学習、学習選択など具体的な指導方法の工夫についても検討を行っていく。

### ③ 確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の育成

各教科、道徳、特別活動、新設教科の指導計画作成に当たっては、子どもの実態や指導上の課題を明らかにした上で、9年間の目標を設定する。そして、9年間の目標に迫れるように、4・3・2年のまとめりごとに育てたい力や到達目標を設ける。

指導内容の確実な定着等を図るためには、時間的な保障や子どもの実態に応じた指導が大切であり、国語、社会、算数・数学、理科において授業時数を増やすとともに、補充的学習、発展的学習の充実を図る。

健やかな体の育成においても、時間的な保障や子どもの実態に応じた指導が重要であり、体育・保健体育科の授業時数を増やし、9年間を通して、生涯にわたって主体的に運動を続けていこうとする子どもの育成を目指す。

そして、子ども一人一人が、自分の体と心に関心を持ち、主体的に健康・体力づくりに取り組めるよう発達段階に応じた学習指導を展開する。また、運動することや仲間と関わることの楽しさが十分に味わえるよう多様なスポーツに親しむ場の設定や学習形態の工夫をする。

## (2) 指導システムの開発

I期（第1学年～第4学年）、II期（第5学年～第7学年）、III期（第8学年～9学年）における子どもの発達に即した指導システムの概要は以下の通りである。

### ① I期（第1学年～第4学年）

学級担任制によるきめ細かな指導や家庭との連携により、基本的な学習習慣、生活習慣を身に付ける指導に重点を置く。

具体物を活用した体験的な学習、反復学習等により、生きる力の基となる基礎・基本の習得を図る。

### ② II期（第5学年～第7学年）

小学校から中学校への円滑な接続を図る重要な3年間である。

教師の専門性が発揮できる教科担任制は、子ども一人ひとりが自分の個性や才能に気付き支援としても有効である。このようなことから、第5・第6学年において、教科担任制を一部の教科において実施し、学級担任制から教科担任制への円滑な移行を図る。

また、体験学習、調べ学習、異学年学習などの多様な学習スタイルを積極的に導入し、実生活で活用できる生きた知識や技能、学ぶスキルを養うことに重点を置き、小学校から中学校へ継続して夢や学ぶ意欲をはぐくむ。

さらに、第5学年から第7学年までの3年間を継続した学校運営等を行うことにより、個人差を踏まえ、子どもの気持ちを大切にした中学校への円滑な接続を図る。

### ③ Ⅲ期（第8学年～第9学年）

教師の専門性に基づく基礎・基本の確実な定着と9年間の総仕上げを目指す。

また、個性や能力の伸長を図り、子どもが、夢の実現への確かな方向性が持てるよう支援する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 小中一貫教育実施校を中心とした新しい地域づくり

学校は、地域の人々との関わりを持つ中で、地域に育てられ、地域と共に発展し、歴史や伝統を築いていくものである。

小中一貫教育実施校においては、学校統合に伴い、PTA、子ども会等各種団体の再編統合が行われ、従来の地縁的な教育支援体制の広がりや充実が期待できる。

さらに、新設教科等小中一貫教育のカリキュラムの実施においては、学校から保護者や地域に対して協力や支援を求め、学校の外部にある人材や資源を学校教育に積極的に活用する必要がある。

このことにより、地縁的な教育支援体制に加え、目的指向の教育支援体制が形成されることが見込まれ、学校を中心とした新しいコミュニティが期待される。

### (2) 現場主義のカリキュラム編成の推進

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の審議経過報告の中で、学校の創意工夫により、今まで以上に弾力的なカリキュラム編成を可能とする方向性が示された。

小中一貫教育のカリキュラムは、各校の実態に応じた現場主義のカリキュラム編成のモデルとなるものであり、本市の特色ある学校づくりを一層推進する効果が期待できる。

### (3) 本市全体の小中連携の推進

小中一貫教育実施校においては、学習や生活指導上の課題について小・中学校の教職

員が共通理解を図り協力して解決に当たったり、異校種の教師の指導法を知り、相互に刺激し合って指導力を高めたりするなどの成果が予想される。

例えば、障害のある子どもの教育的ニーズに応じ、小学校と中学校の教師が9年間、継続・発展的に支援する特別支援教育体制の構築が期待される。

また、小学校と中学校の教師が多面的に子どもに関わり、子ども一人ひとりの理解を深め、適切な支援、指導が一貫して行われる生徒指導体制づくりも期待できる。

このような教育実践をとおして蓄積される円滑な学校間接続の成果を他校に波及し、本市全体の小中連携の推進に寄与する。

## 8 特定事業の名称

### 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 新設統合校の教育環境の整備

3小学校の統合校と2中学校の統合校において小中一貫教育が円滑に実施できるよう、小・中学校の敷地を一体的に活用し、よりよい教育環境を整備した新設統合第一小・中学校（仮称）を平成21年度に開校する。

地域、学校および教育委員会が連携しながら、子どものためのより良い教育環境を創出するために施設設備のハード面と小中一貫教育のソフト面の両面について、協議する新しい学校づくり協議会を設置する。

### (2) 小中一貫教育推進のための組織の設置

小中一貫教育を推進するため以下の組織を設置し、検討する。

#### ① 小中一貫教育推進委員会

教育委員会内部に設置し、小中一貫教育導入に向けての諸課題の検討を行う。

#### ② 小中一貫教育カリキュラム研究会

小中一貫教育のカリキュラム開発とその円滑な導入に関する調査・研究を行う。

#### ③ 作業部会

小中一貫教育カリキュラム研究会のもとに、必要に応じて特定の事項を調査・研究する作業部会を置き、各教科の指導計画の作成等を行う。



### (3) 香川大学教育学部との連携の推進

香川大学教育学部の専門的見地からの協力を得ながら、小中一貫教育の教科等のカリキュラムを開発する。これを契機に、大学と市教育委員会、小・中学校が教育上の課題に協力して対応できるよう連携の推進を図る。

### (4) 新設統合校の教職員等の整備

#### ① 管理職体制の整備

学校経営に一貫性を持たせるため、校長を1名とし、工夫した管理職体制を整備する。

#### ② 小・中学校教員の兼務発令

小学校教員で中学校免許所有者及び中学校教員に兼務発令を行うことにより、異なる校種での指導を可能にする。

#### ③ 小中一貫教育カリキュラムに対応する非常勤講師等の配置

小学校高学年の教科担任制、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習を積極的に実施するための非常勤講師、小学校における英語科や新設教科の指導のための特別非常勤講師を配置する。

#### ④ 学校ボランティアの整備

新設教科における職場体験、環境保全活動等に係る学校ボランティアの整備を行う。

### (5) 新設統合校における転入・転出児童生徒への配慮

転入・転出児童生徒への配慮のため、学習指導要領に示されている学年の内容を入れ替えて指導計画を作成することはしない。また、個別の弾力的なサポート体制の構築について検討していく。

さらに、校区の関係で、中学校1年生から転入してくる生徒、中学校1年生から他校に転出する生徒が生じることから、校区のあり方を検討する必要がある。小・中学校の校区をどのようにするのか、また経過措置を設けるのかなどについて、今後、学校、保護者等の意見も伺う中で、望ましい方向を見出しいく。

### (6) 経験・修正型のカリキュラムづくりのための事業評価の実施

実践を通してカリキュラムを修正していくために、子どもの実態調査、意識調査を始め、教職員による内部評価及び保護者や学校評議員等による外部評価を実施する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

平成21年度開校予定の新設統合第一小・中学校（仮称）に統合する関係小・中学校（高松市立松島小学校，築地小学校，新塩屋町小学校，光洋中学校，城内中学校）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

高松市

(2) 事業が行われる区域

平成21年度開校予定の新設統合第一小・中学校（仮称）に統合する関係小・中学校（高松市立松島小学校，築地小学校，新塩屋町小学校，光洋中学校，城内中学校）

(3) 実施期間

平成19年4月1日から下記5(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

小中一貫教育を円滑に実施するため，小学校と中学校の施設一体型の校舎を新築し，施設，設備の整備を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

平成19年4月から上記の3小学校，2中学校において，小中一貫教育を実施する。

平成21年度には，統合校の校舎が完成し，施設一体型の小中一貫教育を開始する。

平成21年度の小学生（第6学年）が，義務教育修了学年（第9学年）となる平成24年度に，小・中学校間の接続の在り方等について評価・見直しを行う。

また，新しい学習指導要領が示された時点においては，当該規制の特例措置の内容等について検討を行う。

## (2) 教育課程の基準によらない部分

小学校の教育課程については、総合的な学習の時間を削減し、英語科を設置するとともに、体育科の年間授業時数を増やす。なお、第5・6学年の体育科については、年間の授業時数を増やしたものと合わせて時数を確保する。

新設教科の時間は、総合的な学習の時間を充てて実施する。

中学校の教育課程においては、選択教科および総合的な学習の時間を削減し、国語科、社会科、理科、保健体育科、英語科の授業時数を増やす。選択教科の実施は、第9学年のみとする。

第7学年は、保健体育科と英語科の年間授業時数を増やす。なお、保健体育科については、年間の授業時数を増やしたものと合わせて時数を確保する。

第8学年は、国語科、英語科、保健体育科の年間授業時数を増やす。

第9学年は、国語科、社会科、理科、保健体育科、英語科の年間授業時数を増やす。

新設教科の時間は、小学校と同様に総合的な学習の時間を充てて実施する。

### ① 小学校における英語科の導入

第1学年から英語科を導入する。小学校における英語科では、英語に慣れ親しむことから、中学校英語科へ円滑に接続できるようにする。

小学校における英語科の実施とともに、中学校英語科の授業時数を増やすことにより、9年間の英語教育の目標として、例えば、「挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュニケーションができる英語力（財団法人日本英語検定協会の実施する実用英語技能検定3級程度）」を設定する。そして、各期の目標を定め、子どもの実態に応じた英語教育を展開する。

I期においては、音声面、特に、「聞くこと」を中心に指導を進める。II期においては、アルファベットの読み書きを段階的に取り入れていく。また、自分のことや身の回りのことを簡単な英語で表現できるように指導内容や教材配列の工夫をし、中学校段階の英語教育との円滑な接続を図る。III期においては、増えた授業時数を活用し、補充的内容や発展的内容を指導し、「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」のバランスのとれた力を育てる。

なお、小学校段階の英語科の指導者としては、学級担任とALT等（地域人材、中学校の教員など）とのチーム・ティーチングの積極的な導入を検討している。

また、小学校段階の評価については、所見等による意欲・関心・態度を中心に評価し、数値による評定はしない。

### ② 環境教育とキャリア教育を二本柱とした新設教科の設定

第3学年から環境教育とキャリア教育を二本柱とした新設教科を導入する。新設教

科は、学習指導要領に示されている総合的な学習の時間のねらいを踏まえつつも、小中一貫教育の下、子どもが将来において市民としての役割や責任を果たし、自分らしく生活するための必要な資質、能力の基礎を養うことを目標とする。

I期の第3学年から第4学年にかけては、環境教育を中心とする。環境問題に関する知的理解を深めるだけでなく、家庭や学校生活、身近な地域社会において、基本的な環境保全の態度や習慣の形成を目指す。そのため、家庭との連携は特に重視する。

II期においては、積極的に他者や社会にかかわり、チームで協力し課題解決していく資質、能力の育成を目指す。

内容は、I期の発展として地球規模の環境問題への取組と職業理解の基礎を培うための取組みの2つの分野から構成する。それぞれの分野において、具体的な複数の課題を設定し、子どもの選択によって解決したい課題を保護者や担任と相談しながら決定させる。

このことは、興味関心の対象などにおいても個人差が広がってくるこの時期の子どもの発達に即したものであり、積極的な学習への参加が期待できる。

また、子どもが他者や社会にかかわれるよう、異学年の学習集団を構成するとともに、積極的に保護者や地域の人材等を活用し、学校と保護者、地域が協同で指導、援助できる体制を築くようにする。

III期においては、キャリア教育を中心とする。職場体験等を通して、仕事の意味を理解すると同時に将来の夢や職種について志が持てることを目指す。

そのため、将来の職業生活や市民生活との関連の中で、今の学習の必要性や大切さがとらえられるように体験活動の報告（レポート）等を工夫する。

なお、評価については、意欲・関心・態度を中心に評価し、数値による評定はしない。所見等を記述することにする。

### ③ 各学年における授業時数

#### ア 第1学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間34時間増やし、体育科に14時間を上乗せし、英語科に20時間を充てる。

#### イ 第2学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間35時間増やし、体育科に15時間を上乗せし、英語科に20時間を充てる。

#### ウ 第3・4学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間35時間増やし、総合的な学習の時間を50時間削減する。

国語科に18時間、算数科に17時間、体育科に15時間を上乗せし、英語科に35時間を充てる。新設教科には、総合的な学習の時間の55時間を充てる。

#### エ 第5学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間35時間増やし、総合的な学習の時間を40時間削減する。

国語科に10時間、算数科に15時間、体育科に15時間を上乗せし、英語科に35時間を充てる。新設教科には、総合的な学習の時間の70時間を充てる。

#### オ 第6学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間35時間増やし、総合的な学習の時間を40時間削減する。

国語科に15時間、算数科に10時間、体育科に15時間を上乗せし、英語科に35時間を充てる。新設教科には、総合的な学習の時間の70時間を充てる。

#### カ 第7学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間35時間増やし、選択教科および総合的な学習の時間の30時間を削減する。

数学科に25時間、保健体育科に15時間、英語科に25時間を上乗せする。新設教科には、総合的な学習の時間の70時間を充てる。

#### キ 第8学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間35時間増やし、選択教科および総合的な学習の時間の85時間を削減する。

国語科に35時間、数学科に35時間、保健体育科に15時間、英語科に35時間を上乗せする。新設教科には、総合的な学習の時間の70時間を充てる。

#### ク 第9学年

現行の学習指導要領に示されている基準より、授業時数を年間35時間増やし、選択教科および総合的な学習の時間の130時間を削減する。

国語科に35時間、社会科に20時間、数学科に35時間、理科に25時間、保健体育科に15時間、英語科に35時間を上乗せする。新設教科には、総合的な学習の時間の35時間を充てる。選択教科は、70時間とする。

### (3) 計画初年度の教育課程の内容等

平成19年4月から別添「新設統合第一小・中学校（仮称）の教育課程表」に基づきカ

リキュラムを編成し、小学校の英語科、環境教育、キャリア教育を2本柱とした新設教科を実施する。また、国語科、算数・数学科等の増やした授業時数を活用し、子どもの実態に応じた指導の充実を図る。

しかし、3小学校、2中学校の校舎が分散しており、小学校と中学校の教師の相互乗り入れによる指導、児童生徒の異学年の学習集団の形成等、地理的条件により本計画の実施が困難な部分については、可能な範囲での実施とする。

平成19年度から20年度にかけて、実践研究を通して各教科等の年間指導計画に工夫・改善を加え、21年度からの施設一体型の小中一貫教育の開始に備える。

#### (4) 本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育の目標との関係

本計画は、義務教育9年間の4・3・2のまとまりとしてとらえ、小・中学校の円滑な接続を図る弾力的な教育課程の編成を行うものである。具体的には、総合的な学習の時間を削減し、第1学年からの英語科を導入するとともに、第3学年から新設教科を設置する。また、全学年の体育・保健体育科の授業時数を年間15時間程度、中学校の英語科の授業時数を年間25時間から35時間増やす。

小学校の英語科の導入および中学校の英語科の授業時数の増加は、9年間を通して、英語でコミュニケーションができる能力の一層の向上を可能とする。このことは、総合的な学習の時間に扱う横断的・総合的な課題の一例として学習指導要領に示されている国際理解に寄与するものであり、外国の言語や文化に対する理解を深め、国際社会をたくましく生きていける力を育てるものである。

また、新設教科は、小中一貫教育の下、子どもが将来において市民としての役割や責任を果たし、自分らしく生活するための必要な資質、能力の基礎を養うことを目標とするものであり、総合的な学習の時間の趣旨を補完し、充実させるものである。

さらに、体育・保健体育科において増やした授業時数は、子ども一人ひとりが、自分に応じた体力・健康向上プランを作成し、実践することで、自分の体と心に関心を持ち、9年間を通して、体力を高めるとともに、多様なスポーツに親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ基礎を培うことを目指している。このことは、総合的な学習の時間のねらいである課題解決能力や主体的、創造的態度、自己の生き方の探求等に通じるものである。

このようなことから、小学校の英語科、新設教科の設置および体育・保健体育科、中学校の英語科の授業時数の増加は、総合的な学習の時間の趣旨を補完するものであると考えられる。

中学校の選択教科については、必修教科や総合的な学習の時間との関連を図り、生徒の特性等に応じた課題学習、補充学習、発展学習などを実施し、個性の伸長を図ることが求められているが、本計画においては、第8学年における選択教科が設定されていない。

これは、必修教科の中での補充的学習、発展的学習など個に応じた指導や新設教科の中での課題選択学習によって選択教科の趣旨は補完できるものと考えている。

また、Ⅲ期（第8学年～第9学年）の2年間で1区切りと考え、新設教科におけるキャリア教育など中・長期的な将来の展望を見すえた進路指導との関連を図り、Ⅲ期後半において、生徒自身が自分の特性等を十分に踏まえた上で、選択ができるようにするためのものである。

このように、本計画は、小・中学校の円滑な連携、接続を図るために、現行の学習指導要領を基準とし、指導内容、指導時間、指導方法等を改善し、9年間の連続性、継続・発展性のあるカリキュラムを編成するものであり、憲法、教育基本法の理念、および学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえていると考える。

(別添) 新設統合第一小・中学校(仮称)の教育課程表

	国語	社会	算数 数学	理科	生活	音楽	図画工作 美術	体育 保健体育	家庭 技術・家 庭	英語	道徳	特別 活動	総合	新設 教科	選択	計	週あたり
1学年	272		114		102	68	68	90			34	34				782	23
	272		114		102	68	68	104		20	34	34				816	24
2学年	280		155		105	70	70	90			35	35				840	24
	280		155		105	70	70	105		20	35	35				875	25
3学年	235	70	150	70		60	60	90			35	35	105			910	26
	253	70	167	70		60	60	105		35	35	35		55		945	27
4学年	235	85	150	90		60	60	90			35	35	105			945	27
	253	85	167	90		60	60	105		35	35	35		55		980	28
5学年	180	90	150	95		50	50	90	60		35	35	110			945	27
	190	90	165	95		50	50	105	60	35	35	35		70		980	28
6学年	175	100	150	95		50	50	90	55		35	35	110			945	27
	190	100	160	95		50	50	105	55	35	35	35		70		980	28
7学年	140	105	105	105		45	45	90	70	105	35	35	70		30	980	28
	140	105	130	105		45	45	105	70	130	35	35		70	0	1015	29
8学年	105	105	105	105		35	35	90	70	105	35	35	70		85	980	28
	140	105	140	105		35	35	105	70	140	35	35		70	0	1015	29
9学年	105	85	105	80		35	35	90	35	105	35	35	70		165	980	28
	140	105	140	105		35	35	105	35	140	35	35		35	70	1015	29

上段	現行
下段	一貫教育

\* 新設教科は、総合的な学習の時間を充てて実施する。